

賃 金 規 程

(職 員)

特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ

第1条（就業規則との関係）

この規程は職員就業規則 28 条に基づいて、職員の賃金及び賞与に関する事項を規定する。

第2条（賃金の種類）

賃金の構成は、次のとおりとする。

- ① 基準内給与 基本給
- ② 基準外給与 時間外手当

第3条（基本給）

基本給は職員の勤務形態、業務内容等に応じて、月給制、日給月給制、時給制とし、本人の年齢・勤続・経験等を考慮して各人ごとに決定する。

第4条（時間外手当）

時間外手当は、次の算式により計算して支給する。

(1) 月給制、日給月給制

① 残業労働割増賃金

$$\frac{\text{基本給}}{20} \times 1.25 \times \text{残業労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金

$$\frac{\text{基本給}}{20} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{20} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(2) 時給制

① 残業労働割増賃金

$$\text{時給} \times 1.25 \times \text{残業労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金

$$\text{時給} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$$\text{時給} \times 1.35 \times \text{深夜労働時間数}$$

第5条（休暇等の賃金）

年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育

児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。

3 慶弔休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。

4 職員就業規則第9条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

第6条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出の賃金については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

第7条（賃金の計算期間及び支払日）

賃金の計算期間は当月1日から当月末日までとし、翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

2 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第8条（賃金の支払いと控除）

賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、本人が同意する場合は、所定の金融機関口座に振込みによって支払う。

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料
- ④ 雇用保険の保険料
- ⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

第9条（非常時払い）

職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかに該当し、その費用に当てるため、職員から請求があったときは、その都度、そのときまでの労働に対する賃金を支払う。

- ① 出産、疾病又は災害の場合
- ② 結婚又は死亡の場合
- ② やむを得ない理由によって1週間以上帰郷する場合

第10条（昇降給）

昇給は、毎年4月1日をもって、基本給について行うものとする。

2 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人に通知する。

3 社会経済情勢の変化、コモンスの著しい業績の低下等合理的な理由がある場合は降給することがある。

第11条（賞与）

賞与は、毎年6月及び12月の支給日に在籍する職員に対し、 commons の業績等を勘案して支給する。

2 前項の賞与の額は、commons の業績及び職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。ただし、業績等を勘案して支給しない場合がある。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。